

令和3年11月17日  
規制改革推進会議  
子育て・教育・働き方WG

# オンライン教育等の活用について

令和3年11月17日  
文部科学省



文部科学省

# 「GIGA StuDX 推進チーム」による活動について

令和3年11月現在

文部科学省において、GIGAスクール構想が整備から活用のフェーズへと移行する中、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質を向上を推進するため、令和2年12月に「**GIGA StuDX※ 推進チーム**」を設置し、**全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開**しています。

## GIGA StuDX 推進チーム



- 全国から**8名**の教師を配置し、**地域別、教科別、OS別に担当**



- **担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築し、緊密にやり取りをしながら、教育委員会・学校等の協働・自走を支援



- **学校現場の悩みや課題**などを汲み取り、文部科学省の政策に反映
- 事務局は、初等中等教育局**学校デジタル化プロジェクトチーム**、初等中等教育企画課、教育課程課、修学支援・教材課

## GIGA StuDX 推進チームの活動

### ネットワークの構築

教育委員会等と緊密なやり取りを行ない、全国の教育現場の最新の状況を把握、整理・分析しながら支援

### オンラインを活用した協働

全国の教育委員会等の担当者向けのオンライン連絡会議の実施や市町村担当者向けオンライン相談会に対する開催支援等

### StuDX Styleからの情報発信

特設ホームページ「StuDX Style」で「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用事例や教科等のICT活用事例を随時掲載

### メールマガジンの配信

GIGA StuDXメールマガジンを定期配信し、教職員や教育委員会のICT担当者等に事例や各地の取組等の最新情報を定期配信（R3.11現在約18500部）

(注) 「GIGA StuDX」とは、GIGAスクール構想の浸透による学びのDX（デジタルトランスフォーメーション）と学校の教育活動におけるICT利活用の促進のためのExchange（情報交換）を掛け合わせた造語です。

スタディーエックス スタイル  
**「StuDX Style」について**

1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていきます。

慣れる  
つながる  
活用



スタディーエックス スタイル  
**StuDX Style**

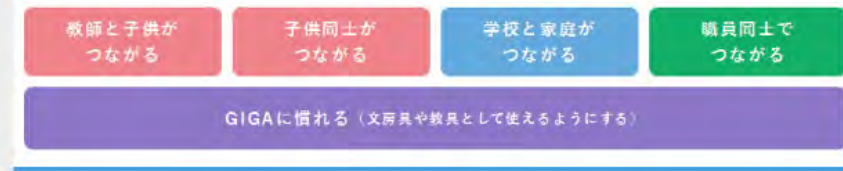
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

"すぐにでも" "どの教科でも"  
 "誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

慣れる  
つながる  
活用

各教科等  
での活用

STEAM教育  
等の教科等  
横断的な学習



民間企業等によるICTの効果的な活用に関する参考資料 (提供元50音順)



各教科等  
での活用



スタディーエックス スタイル  
**StuDX Style**

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

各教科等における  
1人1台端末の活用

慣れる  
つながる  
活用

各教科等  
での活用

STEAM教育  
等の教科等  
横断的な学習



StuDX Style (慣れるつながる活用) :  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>

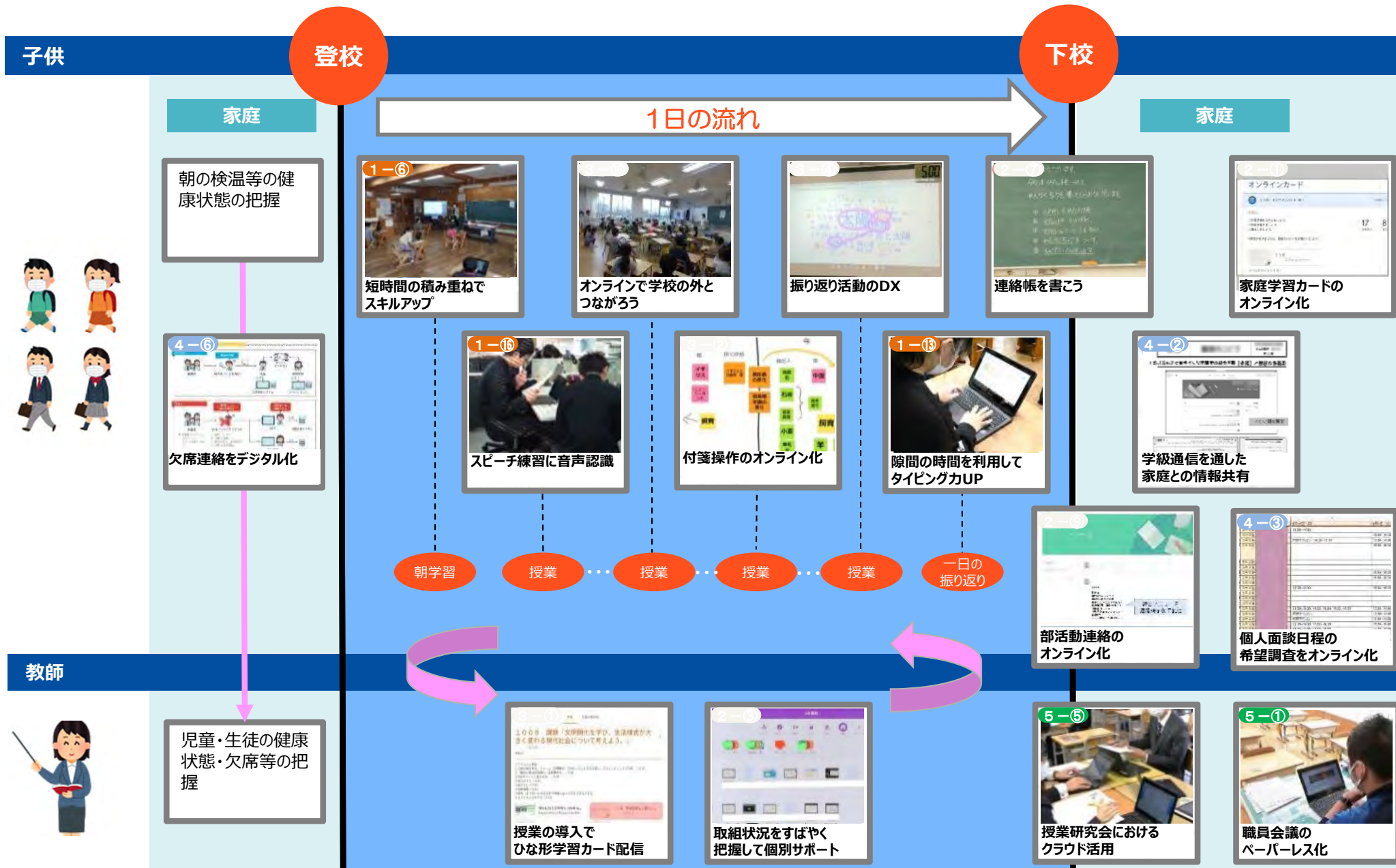


StuDX Style (各教科等での活用) :  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>



# "すぐにでも" "どの教科でも" "誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン (例)

StuDX Styleに掲載されている事例から考えられる、学校や家庭における1人1台端末を活用した1日の流れの一例



# 学校のICT化を支える人材支援制度

## ICT活用教育アドバイザー

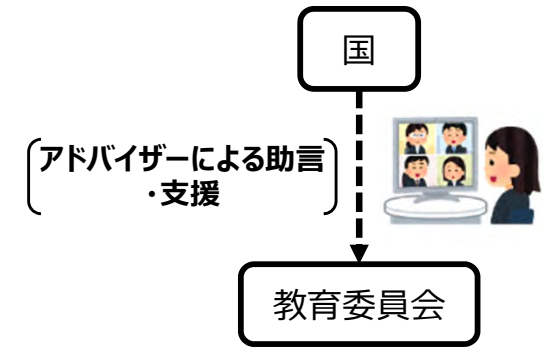
<令和2年度予算額：「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」（4.5億円）の内数>  
<令和3年度予算額：「GIGAスクールにおける学びの充実」（4億円）の内数>

### <事業の流れ>

国がアドバイザーを手配し、**各教育委員会等**に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言・支援を行う  
※ アドバイザー：大学教員や先進自治体職員など、教育の情報化の知見を有する者

### <主な業務内容>

ICT環境整備の計画、端末・ネットワーク等の調達方法、セキュリティ対策、ICT活用（遠隔教育含む）に関する助言 等



## GIGAスクールサポーター

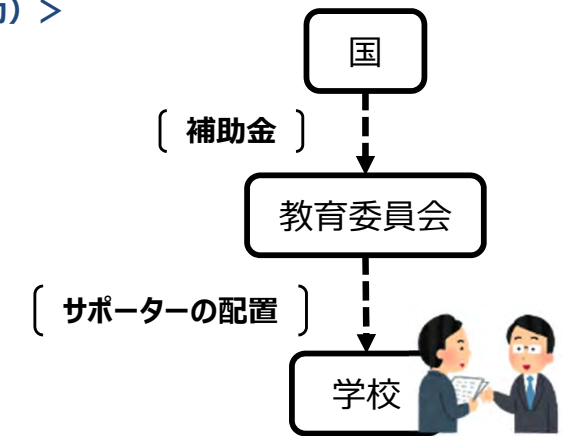
<令和2年度補正予算額：105億円（自治体に対し、国が1/2補助）>  
<令和3年度予算額：10億円（自治体に対し、国が1/2補助）>

### <事業の流れ>

**各教育委員会等**が国の補助金等を活用して、サポーターを募集・配置し、学校におけるICT環境整備の初期対応を行う  
※ サポーター：ICT関係企業OBなど、ICT環境整備等の知見を有する者

### <主な業務内容>

オンライン学習時のシステムサポート、ヘルプデスクによる遠隔支援、通信環境の確認、端末等の使用マニュアル・ルールの作成 等



## ICT支援員

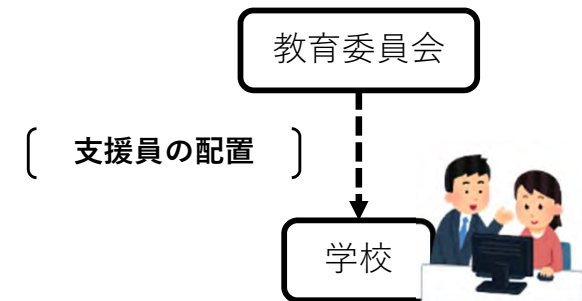
<4校に1人分、地方財政措置>

### <事業の流れ>

**各教育委員会等**が地方財政措置を活用して支援員を募集・配置し、日常的な教員のICT活用の支援を行う  
※ 支援員：業務に応じて必要な知見を有する者

### <主な業務内容>

授業計画の作成支援、ICT機器の準備・操作支援、校務システムの活用支援、メンテナンス支援、研修支援 等



# GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和4年度要求・要望額

64億円  
(新規)



## 背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、その円滑な運用を支え、子供の学びを保障するための「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、「**人**」中心の支援を、「**組織**」中心による広域的な支援体制へと発展・充実させて、より安定的な支援基盤の構築を目指す。その際、これまで課題であった学校現場においてICT支援ができる人材の「不足」や「ミスマッチ」の解消を図るとともに、**家庭への持ち帰り時における故障等の運用支援**も含め、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制を構築する。

## 事業内容

「GIGAスクール運営支援センター」を整備するための民間事業者への業務委託費等を補助

- ◆ヘルプデスクの開設及びサポート対応
- ◆ネットワークアセスメント及び応急対応
- ◆ICT支援人材の育成及び確保
- ◆休日・長期休業等トラブル対応 等

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 1/2

### 【単独実施型】

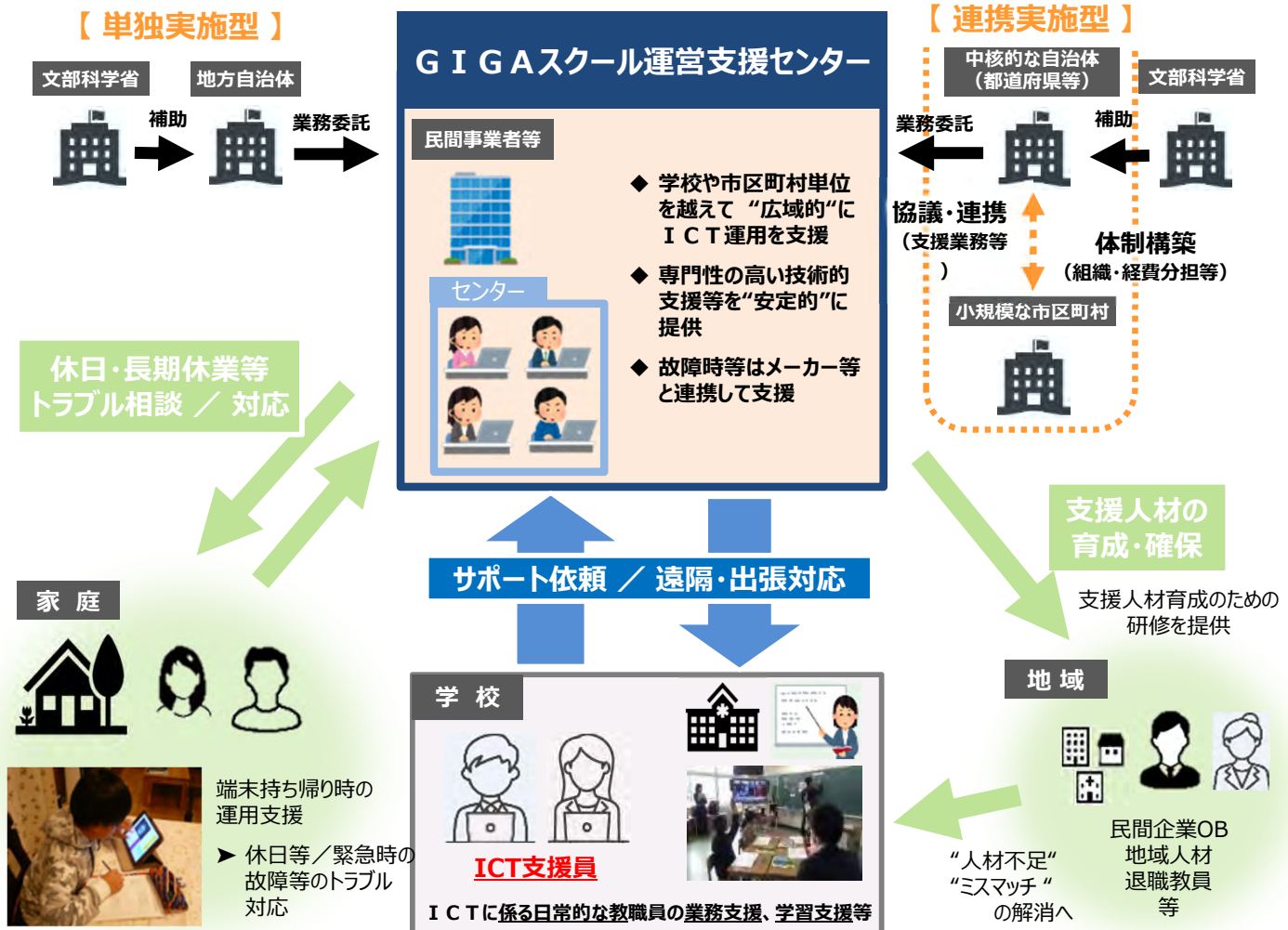
設置者が単独で補助事業を実施

- 設置者や学校のニーズに合致した事業を展開

### 【連携実施型】

他市町村からの委託や協定等に基づき、都道府県または市町村が設置者分とあわせて他市町村分の事業を一括して補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- 学校や市区町村単位を越えたより広域性をもった体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる



# G I G A学校構想の次なる展開（教育DX）

- **個別最適な学びを実現するため**、G I G A学校構想を前倒し学習ツールの一つとして**1人1台端末等を整備**してきたが、**ネットワークや指導者端末など残された課題が存在**
- 必要な措置を講じた上で、構想を**次なるSTEPに進めていく**



## STEP 1 これまでのG I G A学校構想の取組

1人1台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和3年度から本格運用が開始。（合計4,819億円）⇒ **運用を開始すると、様々な課題も顕在化。**

課題① ✓運用に地域差がある ✓ネットワーク回線が遅い ✓教師に設定等の負担が集中

課題② ✓指導者端末などが未整備・古い ✓遠隔授業実施環境が不十分

課題③ ✓教科書のデジタル化が進んでいない

## STEP 2 支援の加速によるG I G Aの実装

### （支援① 学校の運用支援、教師のサポート）

- ・学校への支援をワンストップで担う「GIGA学校運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備、全国一斉に学校ネットワークの点検・**応急対応の実施が必要**

### （支援② 教室環境の改善）

- ・子供だけでなく**教師にも1人1台端末を整備するとともに、高機能なカメラやマイク、大型提示装置など遠隔授業実施環境の高度化の支援が必要。**

### （支援③ デジタルコンテンツとしてのデジタル教科書の配信基盤の整備）

- ・全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材等がよりスムーズに活用できるよう、**実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証の実施が必要**

### （※教師の指導力）

- ・教職員支援機構における研修動画などを活用したオンライン研修の推進
- ・GIGA StuDX推進チームによる指導方法に関するきめ細かな支援と発信
- ・中央教育審議会で教師の養成・採用・研修の在り方について検討中



省庁横断のタスクフォースなどにより  
関係省庁と緊密に連携して課題に対応

## STEP 3 G I G Aの基盤となるネットワークの改善・実装

ネットワークのアクセスメントや、デジタル教科書の実証により、**ネットワークのボトルネックなどの課題が可視化**されるため、その課題に応じて、**事業者による対処等を行い、基盤の改善**を目指す

<更に次なる展開へ>



- 実証を踏まえたデジタル教科書の実装
- 全国学力・学習状況調査のCBT化
- 1人1台端末から得られる教育データの利活用 等

# GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議

## 1. 目的

全国の学校現場において、ICT環境を日常的に安定した形で「管理運営」しつつ、ICTを効果的に用いた児童生徒の学びの充実に向けて「指導」を行うことができるよう、学校現場における具体的な利活用状況の把握、文献調査・分析等を通じた専門的な検討を行い、1人1台端末の円滑な利活用の更なる促進に向けて、「一定の考え方」や「参考情報等」を整理する。

## 2. 委員一覧 (◎：座長、○：座長代理)

安藤 義仁	蓮田市立黒浜中学校校長
國香 真紀子	富山市立芝園小学校校長
佐藤 和紀	信州大学学術研究院教育学系助教
佐和 伸明	柏市立手賀東小学校校長
柴田 功	神奈川県立川崎北高等学校校長
高橋 純	東京学芸大学教育学部准教授
中川 一史	放送大学教授
中村 めぐみ	つくば市教育委員会指導主事
◎東原 義訓	一般社団法人教育情報化推進機構理事長、 信州大学教育学部名誉教授・特任教授
○堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、 東京学芸大学大学院教育学研究科教授
三井 一希	常葉大学教育学部専任講師
山本 和彦	東京都立青峰学園校長
渡邊 茂一	相模原市教育委員会教育センター指導主事

## 3. 開催スケジュール

(第1回) 令和3年6月9日(水)

- ・ GIGAスクール構想の現状、会議趣旨の説明

(第2回) 令和3年7月14日(木)

- ・ 有識者ヒアリング(1人1台端末の活用(持ち帰りも含む)に関する保護者理解、セキュリティに関すること)

(第3回) 令和3年8月30日(月)

- ・ 有識者ヒアリング(1人1台端末の安全・安心な活用、健康面への配慮、特別支援教育に関すること)



- ・ 今後は、令和3年度中に2～3回程度の会議を開催予定。
- ・ 有識者ヒアリング、利活用状況の実態、文献調査の内容を踏まえ、**1人1台端末の円滑な利活用の更なる促進に向けて、全国の教育委員会・学校が活用できる資料を作成する予定**



# 臨時休業等による児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について

## (令和3年8月27日 文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡)

- ✓ 新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の局面を迎えており、今後、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒等が増加することが懸念される。
- ✓ やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導に関し、各学校においてGIGAスクール構想によって整備されたICT端末などを活用した学習活動を円滑に実施することができるよう、**チェックリストや自治体の事例等を周知し、積極的な取組を促進。**

### 1. ICTを活用した学習指導等の実施

学校においては、下記2. の準備や経験が十分でなかった場合でも、児童生徒に対してはICT端末を自宅等に持ち帰らせるなどして、児童生徒の学びを止めないことが重要であり、以下の例を参考としつつ、できる取組から実施してください。

#### ① 指導全般

- 同時双方向型のウェブ会議システムやクラス管理機能等を活用して、朝の会、健康観察等により、学校と家庭をつなぎ、規則正しい生活習慣を維持したり、学校と児童生徒、児童生徒同士等の関係を継続したりしているか。

#### ② 臨時休業等により一斉でのICTを活用した学習指導等を行う場合



【写真：学習指導の例】  
指導者用ICT端末を利用し、同時双方向型ウェブ会議システムで授業を実施。大型提示装置にも接続して、児童生徒の様子を教師が把握しやすくしている。場合によっては、教師の自宅等から行うことも考えられる。

- 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導等を行っているか。

#### ③ 出席停止等の児童生徒と自宅等をつないだICTを活用した学習指導等を行う場合



【教室での接続の例①】  
ICT端末を教卓に設置して、黒板や教師の姿を自宅等にいる児童生徒と共有している。

- 教室と自宅等をつないで、授業に参加できるようにして、孤独感や不安感を軽減しているか。

### 2. 学校と自宅等のICT環境の整備

児童生徒へのICTを活用した学習指導等がいつでも実施できるよう、教育委員会は学校と協力して、自宅等の通信環境の把握、学校のICT環境の整備・準備等を行っておく必要があります。特に、同時双方向型のウェブ会議システムを活用する際には音声安定していることに留意する必要があります。また、学校において不足しているものがあれば、教育委員会において整備等の支援を行う必要があります。

#### ① 自宅等での利活用に向けた準備

- ICT端末等を自宅等に持ち帰り、安心・安全に使用するためのルールやガイドラインなどを明確にし、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示されているか。

#### ② 学校でのICT環境に関する準備

- 児童生徒へのICTを活用した学習指導等に必要となる学校・教員・児童生徒が使用する機材について、教育委員会において準備しているか。

#### ③ 教師が自宅等から学習指導等を行う場合の準備

- 教育委員会において、教師の自宅等から円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

#### ④ 教育用に無償で提供されている学習用ツール※

- ※GIGAスクール構想により整備されたICT端末の標準仕様となっているツール等について別添のとおり。
- クラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフト等を利用できるよう、サービスやアカウントを準備・設定するとともに、利用のルールをわかりやすく示しているか。

# 臨時休業等による児童生徒へのICTを活用した学習指導等



## 自治体の事例

「臨時休業等による児童生徒へのICTを活用した学習指導等を行うためのチェックリスト」に関する参考資料として、GIGA StuDx推進チームで情報収集した自治体のウェブサイトを紹介します。

自治体等	概要	1. ICTを活用した学習指導等の実施	2. 学校と自宅等のICT環境の整備
茨城県 つくば市	学校ICT教育に関する資料等が掲載されています。運用の手引きやICT教育活用実践事例集、持ち帰りの手引き等がPDFで示されており、すぐに参考にすることができます。	◎	○
群馬県	教職員に向けたポータルサイトです。FAQや活用のイメージ作り、研修等様々な情報を得ることができます。また、活用事例や有識者が対談しているWebセミナー動画も視聴することができます。	○	
埼玉県	授業を行う上で必要なアプリケーションが3 OS毎に明示してあるため、すべての自治体で活用が可能です。各教科等で豊富な実践例が紹介されていて、指導案が略案形式で見やすいため、ポイントが明確化されすぐにも活用できます。	○	
東京都 墨田区	ICT端末の基本的な使い方やルール、保護者へのお便りなど、多くの資料が掲載されています。「タブレット授業・家庭学習イメージ図」なども参考になります。墨田区内の学校の取組も紹介されています。	○	○
東京都 世田谷区	世田谷区が考えるGIGAスクール構想を「1人1台のタブレットを活用した新たな学び」として示しています。児童生徒や保護者の方への資料がPDFや動画で紹介されています。	○	○
神奈川県 相模原市	GIGAスクール構想を相模原市としての考え方や留意点、目標等が、1冊のハンドブックにまとめられています。各教科等におけるICT活用のポイントも記載されています。	○	○
新潟県 新潟市	iOSのアプリケーションが、活用場面や種類別に分かりやすくまとめられています。また、教科ごとの実践例もまとめられています。地域や保護者向けの文書、ICT端末貸与や利用に関するQ&Aが掲載されています。	◎	○
長野県	授業におけるICT端末の活用や、3 OS対応のスタートガイド・活用ガイドが紹介されています。2つのガイドは、PDF資料と2次元コード資料で構成されており、カメラから読み込んですぐに資料を確認することができます。	○	
岡山県	教職員に必要なICT活用指導力に関する31のチェック項目があり、各研修は動画とPDF資料の1セットで構成されています。動画の再生時間は約10～20分です。	○	
山口県	クラウドサービスの基本的な操作方法に関する動画や、研修プログラムが多数掲載されています。各コンテンツは自己研修や校内研修の素材としてすぐに使える状態にまとまっているため、教育委員会や学校でニーズに合わせて活用できます。	○	○
熊本県	学校や研修を主導する教師に向けて、研修プログラムの組み立て方や事例などを紹介しています。研修計画を立てる際に役立つ情報が研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっています。	○	◎
熊本県 熊本市	オンラインによる学習指導を行うために、教師に向けて、「オンライン授業のスムーズステップ」「授業モデル」が紹介されています。また、授業の事後アンケートでは、実施した内容や子供や保護者の感想も紹介されています。	○	○
大分県	オンラインによる学習指導の実施に向けたウェブサイトを構築し、授業のモデル例を示した資料や、アプリケーションの操作方法の動画などが整理して掲載されています。	○	○
鹿児島県	ICT端末の活用について、教職員、子供たち、保護者に必要な情報が揃っています。「しら・とる・つく・とる」を合言葉にした分かりやすい研修資料、そして3 OSの活用に関する情報等について豊富な事例が掲載されています。	○	

※ 参考資料では、チェックリストを確認する際に参考となる事例に○、これから検討する際に参考となる事例に◎を付けています。また、1. ICTを活用した学習指導等の実施については、やむを得ず登校できない状況を踏まえ、端末の持ち帰り等を想定した基本的な考え方や事例等、2. 学校と自宅等のICT環境の整備については、自治体としての事例という観点で整理しています。

# 「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」 普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ

掲載例

学びを止めない！  
これからの遠隔・オンライン教育  
普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ

令和2年度 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

令和2年度から開始した、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策として、多くの学校で遠隔授業の活用が広がりました。この取組にもある程度は課題が、一部の学校・地域では積極的に活用して授業を行うなど、遠隔・オンライン教育が普及されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策として、学校の授業が中断すれば、学校単位で教員研修等の臨時休業が避けられず、再度再開に必要となる臨時休業期間が長期化することも想定されています。

このように、授業や授業準備の負担が増える一方で、長期休業によって授業の進捗が遅れる機会も生じ、学習の遅れが心配されています。学校の学びを止めないため、このように対応できるもの、そのほかにもどのような方法があるのか、遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証の取組が各地域で実施されています。

文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業に伴って授業が中断する機会が生じ、学習の遅れが心配されることについて（通知）」（令和2年4月10日）の中で、児童生徒が授業に参加し続けることが求められる。適切な生活環境を整え、授業を継続するために、学校の再開後も授業、学校の授業進捗との関係を確認することが求められる。可能な限り授業を進めたいことが必要であると示されています。

また、授業準備や授業進捗を確保するために必要な研修や、教員向けの授業準備の研修や授業支援、学習に関する学習支援に関する取組が実施されています。

## 主な掲載内容

### ・学びを止めない遠隔・オンライン教育

#### 具体的な取り組み

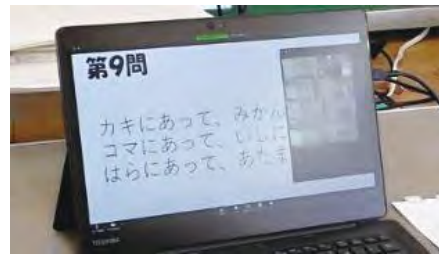
- ・Withコロナ・ポストコロナにおけるICT活用
- ・ICT機器やシステム等の環境整備・準備
- ・遠隔教員研修 など

新型コロナウイルス感染症による  
臨時休業中の取組等を紹介

## 児童生徒とつながる・児童生徒同士がつながる

～オンラインでホームルーム・健康観察で会話する機会を確保～

・毎日決まった時間にWeb会議システム上に集まって教員や生徒がお互いの顔を見ながら話をしたり、健康観察を行いました。教員や児童生徒同士が顔をあわせて会話する機会は大きな安心につながり、生活リズムの安定にもつながります。



高森町立高森中学校では、Zoomを活用し毎朝20分間程度のオンライン健康観察を行いました。身近に時間の中で交流できるよう、体操やクイズを行う等の趣向を凝らした活動も行われました。

## 学びを止めない

～オンラインでの学習支援で児童生徒に寄り添う学習～

・Web会議システムを用いて、教員と各家庭をつないだ遠隔学習が行われました。時間割に従って実施したり、教わりたいことがある児童生徒だけが個別につないで学習支援を受けたりするなど、様々な形態で実施できます。



高森町立高森東学園義務教育学校では、Zoomを使ったオンライン学習を行いました。画面共有したりカメラで黒板を映したりしながら資料を提示し、通常の授業と同じように学習を進めました。児童生徒は分からないことがあればチャットで質問したり、学習後に自由接続の時間を設けて個別に指導するなどの対応も行われました。

詳しくはこちら➡遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業（令和2年度）

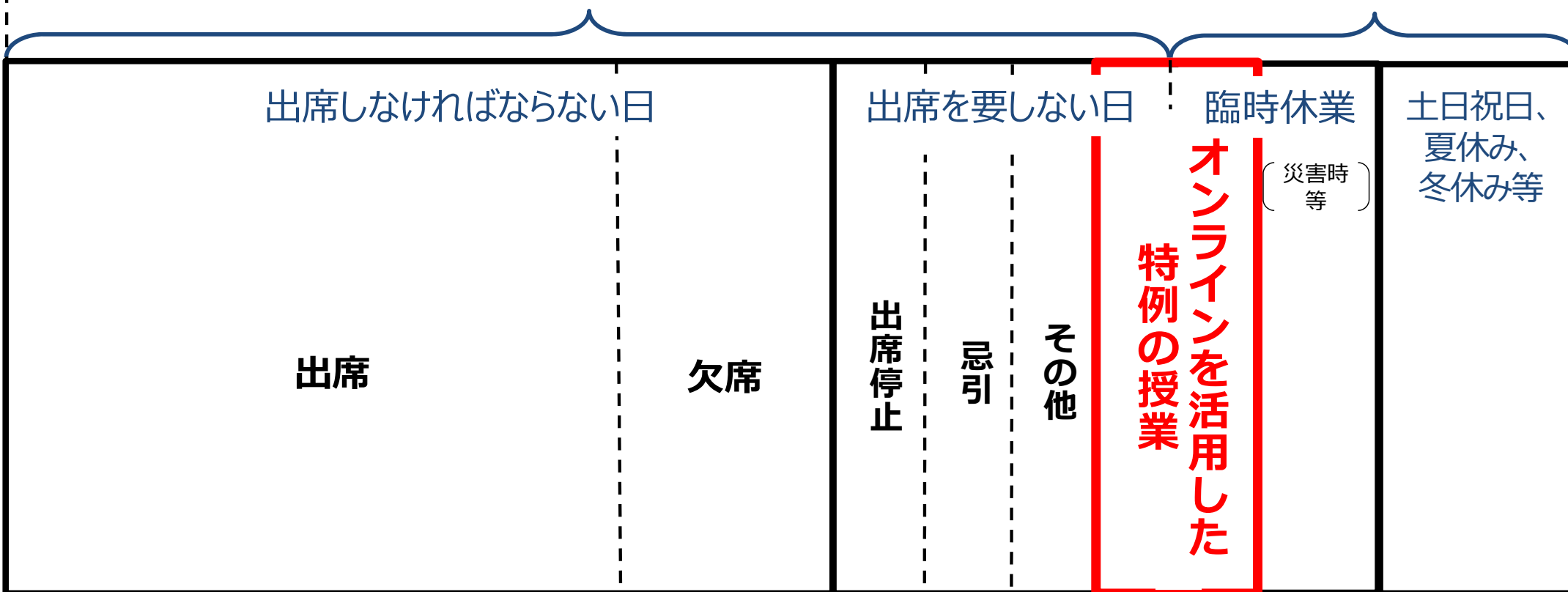
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00932.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00932.html)

# オンラインを活用した特例の授業の位置付け

365日

授業を行う日 = 授業日数 (約200日)

授業を行わない日 = 休業日



# 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

令和元年10月25日元文科初第 698 号  
不登校児童生徒への支援の在り方について

【背景】 不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
  - ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている
- 場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

➤ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

## 出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、  
その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

(留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。 等

## 制度の周知

➤ 令和2年9月にICTを活用した不登校児童生徒への支援の事例を各自治体に周知し、積極的な支援の実施について事務連絡を発出したほか、各種会議において自治体に対し事例を周知。今後、自治体における成績評価への反映に向けた取組事例や、課題について、自治体へのヒアリング等を実施。

## 自治体における取組

(鳥取県)

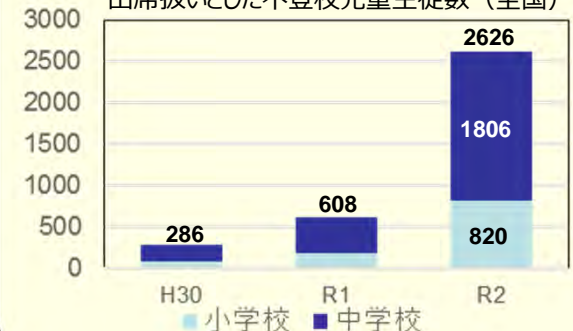
県教育支援センターに、訪問等により児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。

児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。学習支援報告書が市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

(福岡市)

学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数(全国)



(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H30,R1,R2年度)

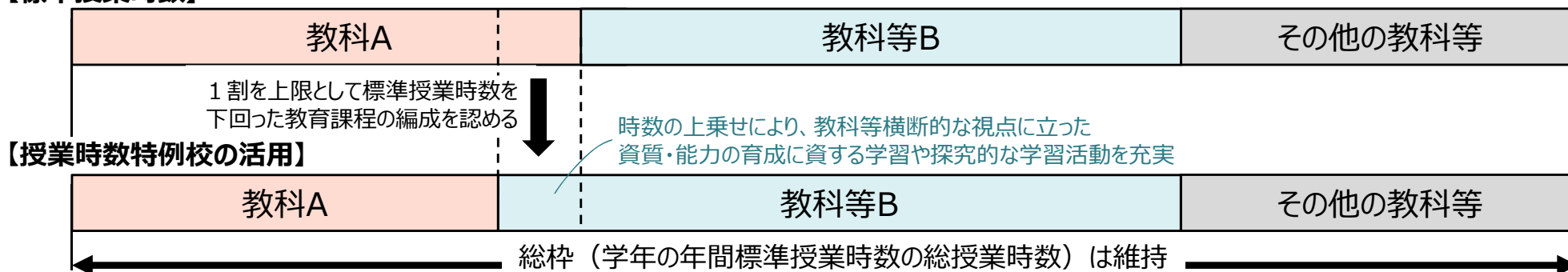
# 授業時数特例校制度について

## 制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は維持した上で、**1割を上限として各教科の標準授業時数を下回った**教育課程の編成を特例的に認める制度を、**令和3年7月に創設**。  
※ **1割を超える場合であっても、別の特例制度**（教育課程特例校制度：令和3年4月時点で1,768校が指定されている）への指定をもって対応可能。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。

## イメージ

### 【標準授業時数】



## 学校の指定

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。

（指定の要件）

- ・学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること
- ・各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること  
など

※根拠法令：学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号

## 充実する学習内容の例

- ・学習の基盤となる資質・能力の育成  
（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）
- ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成  
（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、環境教育、健康教育等）

## 令和4年度指定のスケジュール

- ・令和3年8月～12月 募集
- ・令和4年4月～ 実施

## 今後の予定

- ・授業時数特例校制度の運用状況を把握し、検証する観点から、文部科学省において、必要に応じて調査等を行う。